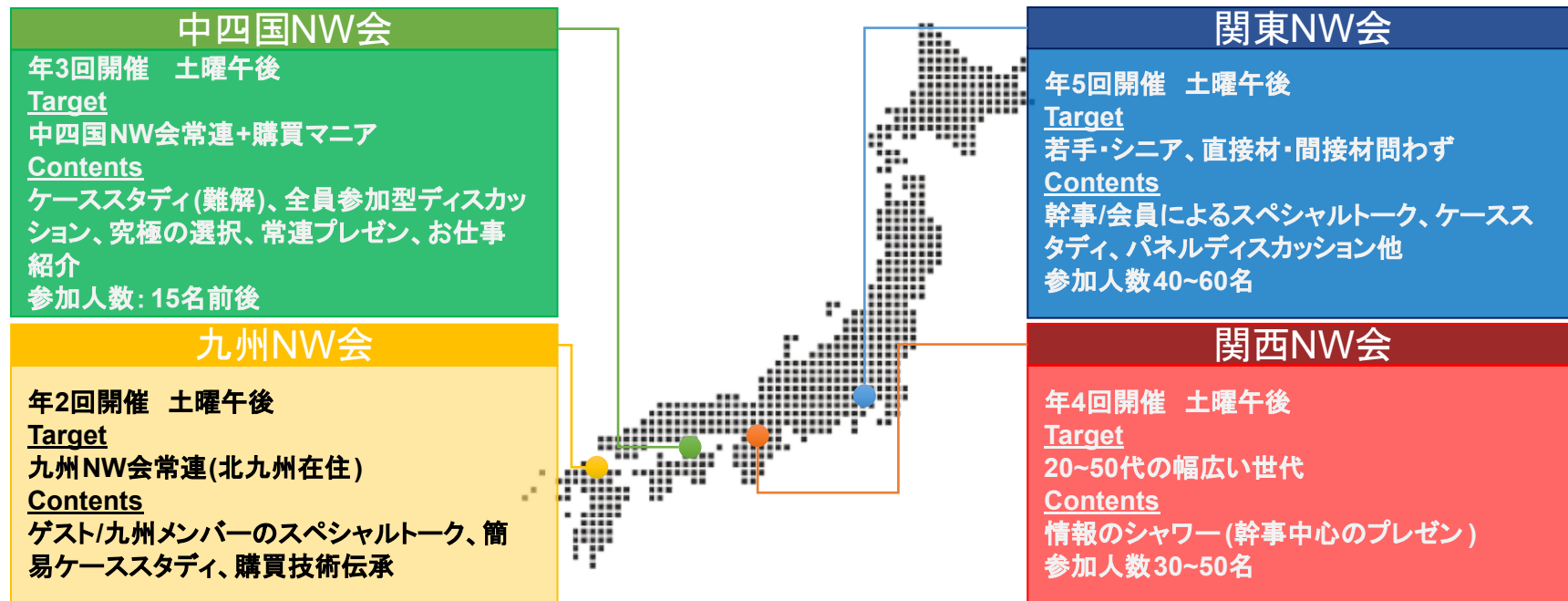


法的観点から見た購買業務

～それ、法的に必要ですか～

20210301 第2回若手分科会 森山和臣

はじめに 若手分科会の位置づけ



若手分科会 毎月第一月曜日 21:00~22:00 オンライン開催

Target

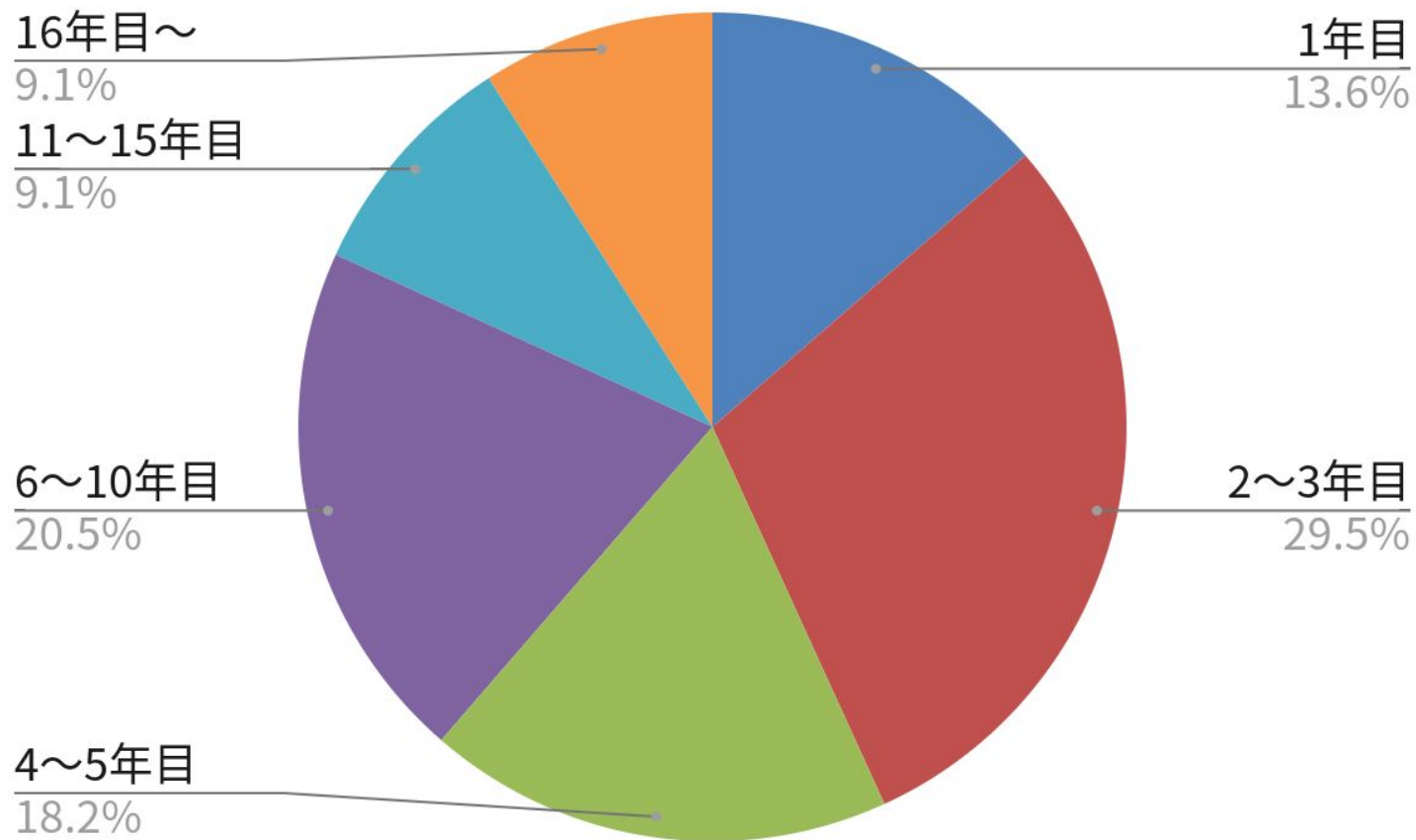
U-40あたりの若手&中堅未満バイヤー

Contents

テーマに沿ったスペシャルトークとディスカッション

参加の敷居は低く、議論を活発に行うことを目指している

今日の参加者



なぜこのテーマを取り上げたか

つい最近、法的資格(と言っても士業ではない)をひとつ取得。

分かっていそうで分かっていなかったことも多く、

これまで何気なく見ていた普段の業務に新しい視点が芽生えて新鮮だった。

購買ネットワーク会で、法を主体に・かつエントリーレベルのテーマを

取り扱ったことは少なそうなので取り上げたら面白いと思った。

注:本日取り扱う『法的』は日本における商法・民法を指します

まずは業務の流れを整理

見積依頼

注文発行

受入検収

請求支払

日常業務を大別すると左図かと想定。
書面でいえば下記。()はサプライヤ発行。

①見積依頼書

(②見積書)

③注文書

(④注文請書)

(⑤納品書)

⑥検収通知書、または受領書

(⑦請求書)

ちょっと補足

前ページには原価企画と物流手配の部分を省きました。

原価企画は法的な関連性が低いと判断しました。

(日本国外経済特区での税優遇を織り込む等の場合はありますが
日本国内ではまず関連しないかなと思いました)

物流手配は十分な経験がないので勝手ながら省略しています。

物流は転職サイトのメジャーカテゴリに入る程度の専門性が要求されます。

よく聞くのはEARやキャッチオール規制です。

瑕疵担保ならインコタームズが(法ではないですが)参考になります。

支払いや関税ではInvoiceやPacking Listがキーワードです。

原産国判定はCTCルール、VAルールを知るといいかと思います。

ご自身の担当領域に応じて知識を深めてください。

①見積依頼書



左記の書面、何か忘れていませんか？

【皆さんからの回答】

- 新規取引先なら
NDA(秘密保持契約)や
取引基本契約書(売買基本契約)
- 支払い条件等の取引条件を記載したもの(表紙に含める場合あり)
- 見積提出期限の記載
(建業法では見積金額で回答期限の違いあり。500万円まで、5000万円まで、それ以上)
- 個別契約解除条件の記載
- 損害担保の上限、間接損害の取扱についての記載

②見積書

見積書

押印がない！ 急いで取り直さなければ！！

『もしもし、押印がないのですが・・・』

『ウチは押印レスなんですけど。』

本当に押印なしで良いのでしょうか？

【皆さんからの回答】

- 有効、無効が半々の回答
- 法的にはOK、真正性の判定ができないだけ
- PDFをeメールで受け取ってればログで真正性の担保ができる
- 社内規定やコンプラではNG
- 監査でNGになるのでは？

③注文書(EDIの場合をさておき)

注文書

注文書に何を書く必要があるでしょうか
注文書に押印は必要でしょうか
そもそも注文書は必要ですか？

【皆さんからの回答】

- 下請法の対象か否かで全然違う！
- 相手が下請会社なら書面必須。
金額、納期、支払条件の記載も。
- 個別契約になるので下請如何を
問わず書面必須。
- 押印は無くても法的にはOK
- 実際に押印ない会社がコロナ禍で
増えた

④注文請書

注文請書

注文番号が書いていない！押印もない！
見込み納期も書いていない！本当に大丈夫かな？
『もしも、請書に注文番号等がないのですが』
『ウチは普段は発行しないんですけど。』

さてどうしましょう？

【皆さんからの回答】

- なくてもいい。
回答がなければ請けたとみなす。
(注文書にみなしの条件を書いておく)
- 言った言わないになるので再発行
してもらう
- 合意が確認できれば請書でなくてもいい
- 建業法だと請書は必須
- 機器なら不要、役務なら必須

(海外との取引ではPOに裏面約款をつけ、
サイン済を入手して代替にする
という意見が多くありました)

⑤納品書

納品書

注文番号が書いていない！押印もない！
(〇〇一式)としか書いてなくて明細がない！
『もしも、納品書に明細がないのですが』
『御社の注文書をご覧頂きたいと思います。』

さてどうしましょう？

【皆さんからの回答】

- 注文番号がなければ受け取らない
- 注文番号、数量がなければ受け取らない
- 法的には必要ではない

(海外では納品書がなければ納入ができない地域もある)

⑥検収通知書、受領書

検収通知書

(あのサプライヤー、毎回面倒事を起こすし
もう検収通知書は出さなくていいかあ・・・)
『請求書が発行できないんですけど!』
『そんなわけないでしょ!』

なぜ検収通知がないと請求発行できないのでしょうか？

【皆さんからの回答】

- 契約の内容次第では？
(下請法取引なら必須、
機器の購入ならば不要)
- EDIなら発行する

(法的な要・不要ではありませんが、
検収通知が滞っていたために
支払いセクションに通知が出ず、
海外サプライヤーが潰れてしまいそうに
なったことがあるとのコメントが
ありました)

⑦請求書

請求書

注文番号が書いていない！押印もない！
(〇〇一式)としか書いてなくて明細がない！
『もしも、請求書に明細がないのですが』
『御社の注文書をご覧頂きたいと思います。』

いっそ請求書はやめられないのでしょうか？

【皆さんからの回答】

- 法的には不要だからやめてもいい
- 検収通知のコメントの通り、請求書の発行は他の書面に依存しないし、法的にも不要
- 法的に不要だから押印もいらない

解説

※プレゼンターの見解です。

業務上で法的判断が求められたら必ず法務部門へ相談しましょう。

①見積依頼書

仕様や図面といった機密情報を提供しているにもかかわらず、
その取扱いについて約款が添付されていない。法的拘束が出来ていない。
ただし、取引基本契約が締結済みで機密情報取扱の項目があれば問題ない。

②見積書

そもそも商取引では原則的に書面を必要としない。

必要なのは双方の合意のみ。

会社でよく『口頭発注に気をつけろ』と言われるのはそのため。

なので、当然に見積書に押印が無くても問題ない。

③注文書

②と同様で、そもそも書面が不要。

ただし、自身が親事業者にあたり、下請事業者に委託を注文するならば
書面発行を忘れると下請法違反となるので注意(キーワード3条書面)。

解説

※プレゼンターの見解です。

業務上で法的判断が求められたら必ず法務部門へ相談しましょう。

④注文請書

そもそも法的には不要な書類。

ただ、請負や準委任では注文請書を返すのが慣例だったりするのでまちまち。購入品の性質と、会社のポリシーを照らし合わせて熱量は変化していい。

⑤納品書、⑥検収通知書

これも法的には不要な書類。

なお、物品を受領後、遅滞なく検査することは商法で規定されているがスキップしても良い。ただし追完や減額等の措置は取れなくなる。

⑦請求書

これも法的には不要なもの。

商法では現実売買(契約の成立と物の引渡し・代金支払が同時に行われること)を想定しているため請求書が無いまま支払いをしても法的には問題ない。

ただし、税務調査時に取引の内容証明を行う場合があり、請求書がない場合には代替りのもの(銀行振込履歴や領収書)が必要となる。

倒産と債権回収

出展: 東京商工リサーチ

https://www.tsr-net.co.jp/news/status/half/2020_1st_02.html



倒産は近年大幅に減少し債権回収に立ち会うバイヤーも減っている。
供給は安定する一方、それだけ修羅場を経験する機会がなくなっているとも言える。
倒産とは何か、万が一そうになったら、どんな影響があるか整理しましょう。

債権債務と倒産

債権

債務者に契約の履行を請求する権利

債務

債権者に契約の履行を提供する義務

破産

会社は消滅する。

債務者が債務を返済することができないと判断された場合に、裁判所の介入の下でその財産を清算する。

特別清算

会社は消滅する。

債務超過の疑いがあるなど、清算に支障をきたすと考えられる場合に裁判所の介入の下でその財産を清算する。

民事再生

会社は存続する。

債権者・裁判所の同意のもと、再生計画に従い債務の弁済をおこなう。

会社厚生

会社は存続する。株式会社のみが対象。

担保権を有する債権及び、租税すら差押えできない。

債権回収と設備の引き上げ

配布資料では省略

では実際に、倒産となった場合に何をしなければならないかですが、単なる委託債権は上記のとおり買うしかないと思います。十分に協議をしましょう。あとは設備の引き上げかと思います。貸与の証明書と引き上げ同意書を持って倒産会社に行きましょう。会社整理はドタバタしているでしょうから丁寧なアポイントを忘れずに。で、引き上げ同意書に署名と捺印を頂きましょう。引き上げ予定日は空白にしておいて、同意できた日を記入しましょう。

倒産対応の経験がある方からのコメント集

- 倒産はしないが、廃業休業は増えている
- 与信調査がやっぱり大切
- 実際に倒産となつてからは、既に引き上げが進んでいて現場は結構静かになっている
- たとえ無償であっても貸与品や設備を勝手に引き上げてはいけない
所有権が自社にあつても同じ
- 仕掛品等は最大限良い条件で買い取りを検討しサプライヤに報いる

ご参加ありがとうございました